



広島県報

定期
第45号

発行者 広島県
発行所 広島県総務部
総務管理局文書法制室
購読料 月額 2,700円

目次

産業廃棄物処理施設の変更許可申請の概要	一	(産業廃棄物対策室)
介護保険法施行令等の一部を改正する政令の規定による福祉用具専門相談員指定講習に相当する講習	二	(高齢者支援室)
家畜伝染病の発生	二	(畜産振興室)
保安林の指定	二	(治山室)
公共測量の終了	二	(土木総務室)
土地収用法の規定による事業の認定	三	(用地室)
道路の供用開始(一件)	三	(道路河川管理室)
公告	四	
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	四	(地域産業振興室)
大規模小売店舗立地法の規定による町の意見の概要	五	(")
選挙管理委員会告示	五	
選挙権を有する者の総数の五十分の一の数	五	
選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数	五	
選挙権を有する者の総数の三分の一の数	五	
公安委員会告示	六	
遊技機の型式の検定の告示	六	
公安委員会公告	六	
教習指導員審査(大型・大特・牽引)の実施	七	
教習指導員審査(普自二)の実施	七	

告示

広島県告示第六百四十五号
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号。以下「法」という。)第十五条の二の五第一項の規定による産業廃棄物処理施設の変更許可の申請があったので、同条第二項で準用する同法第十五条第四項の規定によって、次のとおり告示する。
 平成十八年六月十九日

一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 広島県知事 藤田 雄山

申請者の氏名又は名称(法人にあっては、代表者の氏名を含む。)	みつぎ産業 株式会社 代表取締役 浮田 照義
申請者の住所又は主たる事務所の所在地	広島県広島市南区宇品神田三丁目六番十八号

二 申請年月日
 平成十八年五月二十六日

三 申請の内容
 一 産業廃棄物処理施設の設置の場所
 広島県廿日市市友田字広原山二一九番五二他

二 産業廃棄物処理施設の種類の
 安定型産業廃棄物最終処分場

三 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築

又は除去に伴って生じたものを除く。)、陶磁器くず及びがれき類(これらのうち廃プリント配線板、廃容器包装、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃ブラウン管、廃石膏ボード、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

四 当該申請に係る申請書類等の縦覧の場所、期間及び時間
 当該申請に係る産業廃棄物処理施設変更許可申請書及び当該施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類について、次のとおり縦覧に供する。

一 縦覧の場所
 広島県広島地域事務所厚生環境局環境管理課及び廿日市市役所市民生活部環境政策課

二 縦覧の期間

一 縦覧の場所

二 縦覧の期間

平成十八年六月十九日から平成十八年七月十九日まで（土曜日、日曜日及び国民の休日を除く。）

3 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

五 意見書の提出先及び提出期間並びに意見書に記載すべき事項

当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、法第十五条の二の五第二項で準用する同法第十五条第六項の規定によって、次のとおり生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

1 意見書の提出先

〒七三八・〇〇〇四 広島県廿日市市桜尾二丁目二番六八号 広島県広島地域事務所 厚生環境局環境管理課

2 意見書の提出期間

平成十八年六月十九日から平成十八年八月二日まで

3 意見書に記載すべき事項

- (一) 提出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所所在地）
- (二) 意見書の対象となる申請の概要（一、二及び三に掲げる事項を記載すること。）
- (三) 当該施設の設置に関する利害関係の内容
- (四) 生活環境の保全上の見地からの意見

広島県告示六百四十六号

介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成十八年政令第百五十四号）附則第十八条第二項第一号の規定による福祉用具専門相談員指定講習に相当する講習は、次のとおりとする。

平成十八年六月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第百九十四条に規定する講習会を指定する省令（平成十四年厚生労働省令第百二十一号）により厚生労働大臣の指定を受けた講習会

広島県告示六百四十七号

家畜伝染病が次のとおり発生した。
平成十八年六月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

発生番号	病名	畜種	種類	年齢	発生頭数	決定年月	転帰	発生地	その他参考となるべき事項
七	病ヨーネ	牛	ホルスタイン	三歳	一頭	平成一八年六月七日	殺処分	広島県三次市甲奴町有田一六一八	

広島県告示六百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定によって、次のとおり保安林の指定をする。
平成十八年六月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保安林の所在場所

- 東広島市高屋町稲木二六三八、二六四一、二六四二、二六四五、二六四六、二六四九、二六五一、二六五二、二六六八から二六七一まで、二六七四、二六七五の一、二六七五の二、二六七六
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
稲木二六三八・二六四一・二六四二・二六四五・二六四六・二六四九・二六五一・二六五二・二六六八から二六七一まで・二六七四・二六七五の一・二六七五の二・二六七六（以上十六筆について次の図に示す部分に限る。）
- (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び東広島市役所に備え置いて縦覧に供する。

広島県告示六百四十九号

平成十八年広島県告示第三百号の告示に係る公共測量が終了した旨、廿日市市長から通知

があった。
平成十八年六月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県告示第六百五十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十條の規定によつて、事業の認定をした。

平成十八年六月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 起業者の名称

尾道市

二 事業の種類

（仮称）尾道市民センターむかいしま整備事業（以下「本件事業」という。）

三 起業地

1 収用の部分

広島県尾道市向島町字四軒島地内

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十條第一号の要件への適合性について

本件事業は、法第三條第三十一号及び第三十二号に該当するものに関する事業であるため、法第二十條第一号の要件を充足するものと判断される。

2 法第二十條第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である尾道市は、一般財源及び起債により財源措置を講じている。また、条例によつて施設を管理する予定であることから、法第二十條第二号の要件を充足するものと判断される。

3 法第二十條第三号の要件への適合性について

（一）本件事業は、尾道市が同市向東町及び向島町（以下「向島地域」という。）に、生涯学習施設、文化ホール及び向島支所を有する複合施設を建設するものである。本件事業の施行によつて、住民の生涯学習環境を充実させるとともに、住民サービスの基点が整備されることから、得られる利益は大きいものと考えられる。

他方、本件事業は、起業者が保護のため特別の措置を構すべき文化財や希少な動植物が起業地及びその周辺に存しないことなどから、失われる利益は小さいものと考えられる。

以上から、得られる利益と失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められる。

（二）また、尾道市は、向島地域において、利用者の利便性、経済性等の諸条件を考慮し比較検討を行った結果、最も合理的な本件事業の起業地を決定した。

（三）以上から、本件事業は法第二十條第三号の要件を充足するものと判断される。

4 法第二十條第四号の要件への適合性について

（一）尾道市向島支所の現庁舎は、建物の老朽化が著しく、相次ぐ増築により、利便性が損なわれ、問題を抱えている。また、現庁舎に隣接した向島公民館も老朽化が著しく、狭隘なため住民の生涯学習活動の充実を妨げていることから、本件事業の施行は急務である。

（二）起業地は、本件事業を実施するために必要とされる最小限の範囲である。

（三）本件事業の起業地内に一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段にはなじまないもので、本件事業の目的を実現するために、起業地全体に収用の手段を講じることが合理的と考えられる。

（四）以上から、本件事業には収用の手段を講じる公益上の必要性があると認められ、法第二十條第四号の要件を充足するものと判断される。

5 結論

1 から4までで述べたとおり、本件事業は法第二十條各号の要件をすべて充足するものと判断される。以上により、尾道市から申請のあった本件事業について、土地収用法第二十條の規定によつて、事業の認定をする。

五 法第二十六條の二第二項の規定による図面の縦覧場所

尾道市向島支所地域対策課

広島県告示第六百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八條第二項の規定によつて、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県広島地域事務所建設局において、平成十八年七月三日までの間、縦覧に供する。

平成十八年六月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道志和口向原線	安芸高田市向原町有留字梶橋二六〇三番三地从先から安芸高田市向原町有留字室田二六二四番一地从先まで	平成十八年六月一日

広島県告示第六百五十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県広島地域事務所建設局において、平成十八年七月三日までの間、縦覧に供する。

平成十八年六月十九日

広島県知事 藤田雄山

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道船木上福田線	安芸高田市高宮町船木字紙屋地一四七三番一地从先から安芸高田市高宮町船木字紙屋地一四七七番五地从先まで	平成十八年六月一日

公 告

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定によって、大規模小売店舗の変更の届出がなされた。

平成十八年六月十九日

広島県知事 藤田雄山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ヤマダ電機テックランド福山店

所在地 福山市明神町二丁目九八番外

二 変更しようとする事項

1 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 五千四百六十八平方メートル

(変更後) 六千八百六十九平方メートル

2 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後九時

(変更後) 午後十時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前九時三十分から午後九時三十分まで

(変更後) 午前九時三十分から午後十時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

(変更前) 五箇所

(変更後) 六箇所

(四) 荷捌き施設において荷捌きを行うことができる時間帯

(変更前) 午前九時から午後九時まで

(変更後) 午前九時から午後十時まで

三 変更する日

平成十八年十一月二十三日

四 変更する理由

来客の利便性及び満足度の向上を図るため。

五 届出年月日

平成十八年六月五日

六 届出等の縦覧場所

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室(広島市中区基町一〇番五二号)

福山市経済環境局経済部商工課(福山市東桜町三番五号)

七 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

1 期間

平成十八年六月十九日から平成十八年十月十九日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

2 時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

八 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から四月以内に、県に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十八年十月十九日

2 提出先

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下法という。)第八条第一項の規定によつて、大規模小売店舗の所在地の属する町から意見が提出された。

平成十八年六月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ZAGZAG世羅店

所在地 世羅郡世羅町大字西上原八七八 三、八七八 四

二 提出された意見の概要
なし

三 提出された意見の縦覧場所

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室(広島市中区基町一 番五二号)

世羅町産業観光課(世羅郡世羅町大字西上原一二三 一)

四 提出された意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

1 期間

平成十八年六月十九日から平成十八年七月十九日まで。ただし、土曜日、日曜日及び

国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

2 時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

選挙管理委員会告示

広島県選挙管理委員会告示第三十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

平成十八年六月十九日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

四六、五一七

広島県選挙管理委員会告示第三十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六

十二号)第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成十八年六月十九日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

四五四、三〇七

広島県選挙管理委員会告示第三十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成十八年六月十九日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

選挙区	三分の一の数
広島市中区	三四、一〇一
広島市東区	三一、九四五
広島市南区	三六、八〇三
広島市西区	四八、五四一
広島市安佐南区	五六、三四七
広島市安佐北区	四一、五三九
広島市安芸区	二〇、二二一
広島市佐伯区	三三、四七九
呉市	五四、八五六
竹原市	八、六〇九
三原市	二二、〇〇三
尾道市	二五、二三四
因島市	七、八一五
福山郡	一〇六、八二八
府中市	一一、一五六
三次市	一〇、三八三
庄原市	五、六三八

大 竹 市	八、三一九
東 広 島 市	三三、五八六
廿 日 市	一九、九九六
安 芸 郡	四一、三六〇
佐 伯 郡	一九、一一八
山 県 郡	八、一〇九
高 田 郡	九、三六二
賀 茂 郡	一一、二九七
豊 田 郡	一九、三九八
御 調 郡	八、一〇一
廿 羅 郡	五、二八一
深 安 郡	一一、一〇一
芦 品 郡	五、九一〇
神 石 郡	六、四五〇
双 三 郡	五、一一四
比 摩 郡	六、〇八一

公安委員会告示

広島県公安委員会告示第46号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条に定める技術上の規格に適合していると認められるので、規則第9条第1項の規定により告示する。

平成18年6月19日

広島県公安委員会

委員長 宮 地 治 夫

検 定 号	検定の有効期間	遊技機の種類	型 式 名	申 請 者 名 (住所)	製 造 業 者 名 (住所)
6P0181	告示の日 (平成18年 6月19日) から3年間	ぱちんこ遊 技機	C R そ ば 屋の源さ んM76D	株式会社三洋物産 代表取締役 金沢 千穂区 (愛知県名古屋千種区 今池三丁目9番21号)	左 同
6P0199	同 上	同 上	C R そ ば 屋の源さ んM76H T	同 上	左 同
6P0228	同 上	同 上	C R そ ば 屋の源さ んM75F T	同 上	左 同
6P0145	同 上	同 上	C R そ ば 屋の源さ んM56Z	同 上	左 同
6P0239	同 上	同 上	C R そ ば 屋の源さ んS76T	同 上	左 同
6P0204	同 上	同 上	C R そ ば 屋の源さ んM75	同 上	左 同
6P0137	同 上	同 上	C R そ ば 屋の源さ んM55F	同 上	左 同

公安委員会公告

広島県公安委員会告示第58号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の3第4項第1号イの規定による審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成18年6月19日

広島県公安委員会

	委員長	宮 地 治 夫
1 審査の種類 教習指導員審査 (大型・大特・牽引)		
2 審査の期日 平成18年7月20日		
3 審査の場所 広島市佐伯区石内南三丁目1番1号 広島県運転免許センター		
4 審査対象者 道路交通法第99条の3第4項第2号の規定に係る者		
5 審査の方法 規則第12条に規定する方法により実施		
6 審査の申請手続等 (1) 申請に必要な書類 ア 教習指導員審査申請書 (写真及び審査手数料貼付のもの) 1通 イ 教習指導員等審査手数料計算表 1通 ウ 自動車運転免許証の写し 1通 エ 履歴書 1通 オ 運転記録証明書 1通 カ 教習指導員資格者証等を有している者はその写し (2) 申請書等の提出先 広島県警察本部交通部運転教育課長 (3) 申請書等の提出期限 平成18年7月13日		

広島県公安委員会公告第59号

道路交通法 (昭和35年法律第105号) 第99条の2第4項第1号イの規定による審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則 (平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。) 第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成18年6月19日

広島県公安委員会

委員長 宮 地 治 夫

- 1 審査の種類
教習指導員審査 (普自二)

2 審査の期日 平成18年7月21日		
3 審査の場所 広島市佐伯区石内南三丁目1番1号 広島県運転免許センター		
4 審査対象者 道路交通法第99条の3第4項第2号の規定に係る者		
5 審査の方法 規則第12条に規定する方法により実施		
6 審査の申請手続等 (1) 申請に必要な書類 ア 教習指導員審査申請書 (写真及び審査手数料貼付のもの) 1通 イ 教習指導員等審査手数料計算表 1通 ウ 自動車運転免許証の写し 1通 エ 履歴書 1通 オ 運転記録証明書 1通 カ 教習指導員資格者証等を有している者はその写し (2) 申請書等の提出先 広島県警察本部交通部運転教育課長 (3) 申請書等の提出期限 平成18年7月14日		